

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第2号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（以下「法」という。）<u>第4条第2項又は第3項の規定によって二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級（木造）建築士免許申請書（様式第1号。以下「免許申請書」という。）に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（以下「法」という。）<u>第4条第3項の規定によって二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級（木造）建築士免許申請書（様式第1号。以下「免許申請書」という。）に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添えて、これを知事に提出しなければならない。ただし、第13条第1項の規定により同項第1号若しくは第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号に掲げる書類を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>知事又は指定試験機関が交付した二級建築士又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>次のいずれかに掲げる書類</u></p> <p>ア <u>法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にとっては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書</u></p>

2 前項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。

3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定によって二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

（登録の抹消）

第7条 知事は、免許を取消した場合又は前条第5項の届出があった場合においては登録を抹消しその名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 略

（規定の適用）

イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

(4) 法第4条第4項第2号若しくは第4号に該当する者又は同項第3号に該当する者であつて建築実務（同条第2項第1号の建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する必要があるものは、建築実務の経験を記載した書類（様式第1号の2。以下「実務経歴書」という。）及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（様式第1号の3。以下「実務経歴証明書」という。）

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

3 免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第5項の届出があった場合においては登録を抹消しその名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 略

（規定の適用）

第9条の13 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条第1項、第2条、第4条、第5条、第6条第6項、第7条及び第8条の規定の適用については、第1条第1項中「(様式第1号。）」とあるのは「(様式第1号に準じて作成した指定登録機関の定める様式。）」と、同項、第2条、第4条第1項及び第4項、第5条、第6条第6項並びに第7条の規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項中「二級建築士免許証(様式第2号)又は木造建築士免許証(様式第3号)(以下「免許証」という。）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書(様式第2号又は様式第3号に準じて作成した指定登録機関の定める様式。以下「免許証明書」という。）」と、第4条第1項中「二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。）」とあるのは「免許証明書」と、第4条第2項及び第5条第3項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第4条第3項中「(様式第4号)」とあるのは「(様式第4号に準じて作成した指定登録機関の定める様式)」と、同条第4項及び第5条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「(様式第5号)」とあるのは「(様式第5号に準じて作成した指定登録機関の定める様式)」と、第7条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第5項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第9条の10第1号の規定により前条第5項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第8条中「(様式第9号)」とあるのは「(様式第9号に準じて作成した指定登録機関の定める様式)」とする。

第9条の13 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条第1項及び第2項、第2条、第4条、第5条、第6条第6項、第7条並びに第8条の規定の適用については、第1条第1項各号列記以外の部分中「様式第1号」とあるのは「様式第1号に準じて作成した指定登録機関の定める様式」と、「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と、同項第4号中「様式第1号の2」とあるのは「様式第1号の2に準じて作成した指定登録機関の定める様式」と、「様式第1号の3」とあるのは「様式第1号の3に準じて作成した指定登録機関の定める様式」と、同条第2項、第2条、第4条第1項及び第4項、第5条、第6条第6項並びに第7条の規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項中「二級建築士免許証(様式第2号)又は木造建築士免許証(様式第3号)(以下「免許証」という。）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書(様式第2号又は様式第3号に準じて作成した指定登録機関の定める様式。以下「免許証明書」という。）」と、第4条第1項中「二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。）」とあるのは「免許証明書」と、同条第2項及び第5条第3項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第4条第3項中「様式第4号」とあるのは「様式第4号に準じて作成した指定登録機関の定める様式」と、同条第4項及び第5条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「様式第5号」とあるのは「様式第5号に準じて作成した指定登録機関の定める様式」と、第7条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第5項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第9条の10第1号の規定により前条第5項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第8条中「様式第9号」とあるのは「様式第9号に準じて作成した指定登録機関の定める様式」とする。

第11条 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

2 前項に規定する申請は、第13条に規定する受験申込書に、学科の試験に合格したことを証する書面を添付して行うものとする。

3 第1項に規定する学科の試験は、他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験を含むものとする。

(受験の申込み)

第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験（法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを知事に提出しなければならない。

(1) 次のいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に定める学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

イ 知事が別に定める法第15条第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

(2) 受験資格として法第14条第1号に規定する建築実務の経験

第11条 学科の試験に合格した者については、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

2 前項に規定する学科の試験は、他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験を含むものとする。

(受験の申込み)

第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを知事に提出しなければならない。

(1) 次のいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に定める学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

(2) 法第15条第2号に該当する者であつて建築実務の経験を有

が必要な者にあつては、実務経歴書（様式第10号）

(3) 写真（申請前6月以内に、脱帽し正面から上半身を写したもので、縦4.5センチメートル、横3センチメートルのもの）

2 略

する必要があるもの又は同条第3号に該当する者は、実務経歴書及び実務経歴証明書

(3) 写真（申請前6月以内に、脱帽し正面から上半身を写したもので、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）

2 略

様式第1号を次のとおり改める。

様式第1号（第1条関係）

二級（木造）建築士免許申請書 【記入注意】数字は、算用数字を用い、欄は記入せず、のある欄は、該当するの中にレ印をつけてください。		佐賀県収入証紙貼付欄	免許証用写真貼付欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。	
私は、二級（木造）建築士の免許を受けたいので、申請します。私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。				
年 月 日				
氏 名 （署 名）				
佐賀県知事 様				
ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日生 性別 男 女	
本籍				
現住所				
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 年			
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号 第 号	
登録申請区分	1 学歴のみ 学歴+実務 実務のみ 2 建築設備士等 3 建築士法第4条第5項			
学歴又は実務 経験により申 請する場合の み記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了）年月 年 月入学 年 月卒業（修了） 年 月入学 年 月卒業（修了）	建築実務経験期間 の合計
	資格名	番号	合格（修了）年月日	
	建築士法第4 条第5項によ り申請する場 合のみ記入	免許名称	免許者名	

欠格事由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日				
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた ことがありますか。 ある ない あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日				
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又 は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない あるときは、その日 年 月 日				
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築 士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取 り消されたことがありますか。 ある ない 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで				
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要 な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい いいえ				
審査			経由庁記載欄 責任者（職氏名） 印		
登録番号		登録年月日	年 月 日	受付番号	

様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第1号の2（第1条及び第13条関係）

実務経歴書

私は、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

年 月 日

氏 名
(署 名)

佐賀県知事 様

勤務先等

勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）		在職期間の合計	
				年月～年月	年月数
				年 月～年 月	年 月
在職期間		地位・職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）		
年月～年月	年月数				
年 月～年 月	年 月				
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計		
			年 月		
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	
			年 月～年 月	年 月	
実務経験の対象となる業務内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等）					
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	
			年 月～年 月	年 月	
実務経験の対象となる業務内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等）					
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	
			年 月～年 月	年 月	
実務経験の対象となる業務内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等）					
経由庁（機関）記載欄			試験機関記載欄		

	登録機関記載欄
--	---------

注 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。

なお、記載内容の記入不備又は疑義が生じた場合、再提出又は追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置又は登録が認められない場合もあります。

様式第1号の3（第1条及び第13条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

佐賀県知事 様

証明者 印
住所・所在地
電話番号
免許申請者との関係

下記の者が申請した二級（木造）建築士免許申請書又は受験申込書に添付された実務経歴書は、事実と相違ないことを証明します。

記

- 1 免許申請者氏名

- 2 建築実務経験
 - (1) 建築実務経験期間の合計
年 月
 - (2) 建築実務の内容

- 注
- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
 - 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
 - 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分又は告発の対象となり得ます。

様式第 10 号を次のとおり改める。

様式第 10 号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 2 年 3 月 1 日以前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正前の建築士法施行細則第 1 条第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 令和 2 年 3 月 1 日以前に行われた直近 2 回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち、いずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第 11 条の規定の適用については、なお従前の例による。